

随意契約理由書

件名	本山浄水場膜ろ過設備用膜購入
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス（株）
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
随意契約の理由 <p>今回購入予定の膜モジュールは本山浄水場の浄水工程において、水中に含まれる不純物や細菌類などを除去する膜ろ過設備のユニットであり、水道施設における重要な設備となっている。この設備に機能不全が発生した場合、水道を利用する市民の生活やメーカーの運営に多大な影響を与えることになる。</p> <p>今回購入予定の膜モジュールは他の設備と一体となって機能するものであり、本山浄水場の浄水能力を満足するように製造者である（株）神鋼環境ソリューションが独自に設計を行い、設置しているものである。よって本膜モジュールの購入は、プラント製造者しか知りえない製作図書等の技術資料が不可欠であり、これらの資料を有していない他の業者では不可能である。また、（株）神鋼環境ソリューションが製造したプラント設備のアフターサービスは、上記業者に移管している。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 361-7285)